

精神障害者の地域生活支援の在り方に関する検討会

# 中間まとめ資料

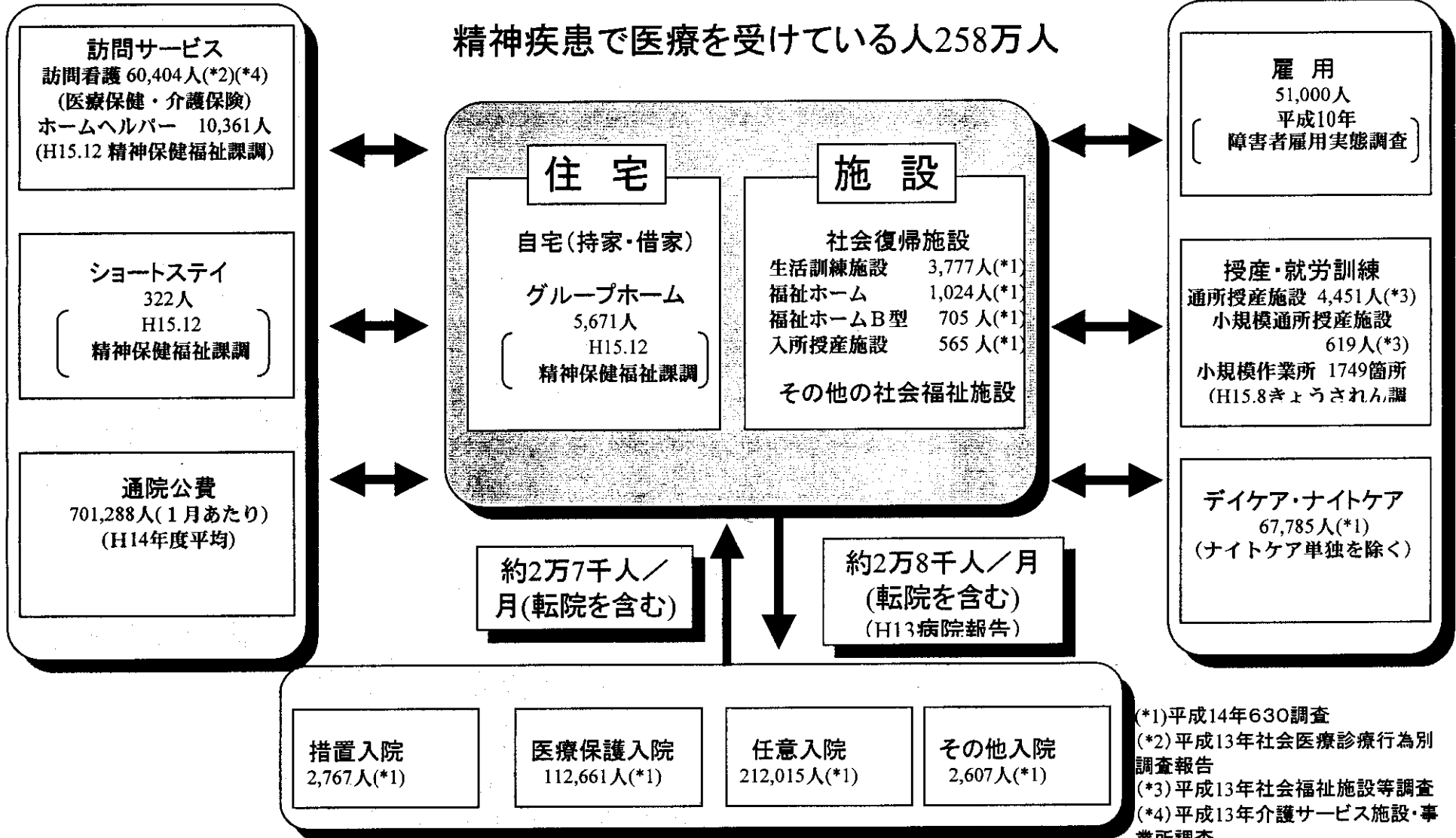
- ① ライフステージに応じた住・生活・活動の支援体系の再編の  
基本的考え方の検討に係る資料
  - (1) 基本的な考え方に関する資料
  - (2) 住居支援に関する資料
  - (3) 就労支援・日中活動支援に関する資料
  - (4) 居宅生活支援に関する資料
  - (5) 重度精神障害者支援に関する資料
- ② ケアマネジメント体制の確立(人材育成も含め)の方策の検討に係る資料
- ③ 地域生活支援に必要な財源配分の在り方の検討に係る資料

① ライフステージに応じた住・生活・活動の支援体系の再編の  
基本的考え方の検討に係る資料

(1) 基本的な考え方に関する資料

# 精神障害者の動き

精神疾患で医療を受けている人258万人



**訪問サービス**  
 訪問看護 60,404人(\*2)(\*4)  
 (医療保健・介護保険)  
 ホームヘルパー 10,361人  
 (H15.12 精神保健福祉課調)

**ショートステイ**  
 322人  
 (H15.12 精神保健福祉課調)

**通院公費**  
 701,288人(1月あたり)  
 (H14年度平均)

**住宅**  
 自宅(持家・借家)  
 グループホーム 5,671人  
 (H15.12 精神保健福祉課調)

**施設**  
 社会復帰施設  
 生活訓練施設 3,777人(\*1)  
 福祉ホーム 1,024人(\*1)  
 福祉ホームB型 705人(\*1)  
 入所授産施設 565人(\*1)  
 その他の社会福祉施設

**雇用**  
 51,000人  
 (平成10年 障害者雇用実態調査)

**授産・就労訓練**  
 通所授産施設 4,451人(\*3)  
 小規模通所授産施設 619人(\*3)  
 小規模作業所 1749箇所  
 (H15.8きょうされん調)

**デイケア・ナイトケア**  
 67,785人(\*1)  
 (ナイトケア単独を除く)

約2万7千人／月(転院を含む)

約2万8千人／月(転院を含む)  
 (H13病院報告)

**措置入院**  
 2,767人(\*1)

**医療保護入院**  
 112,661人(\*1)

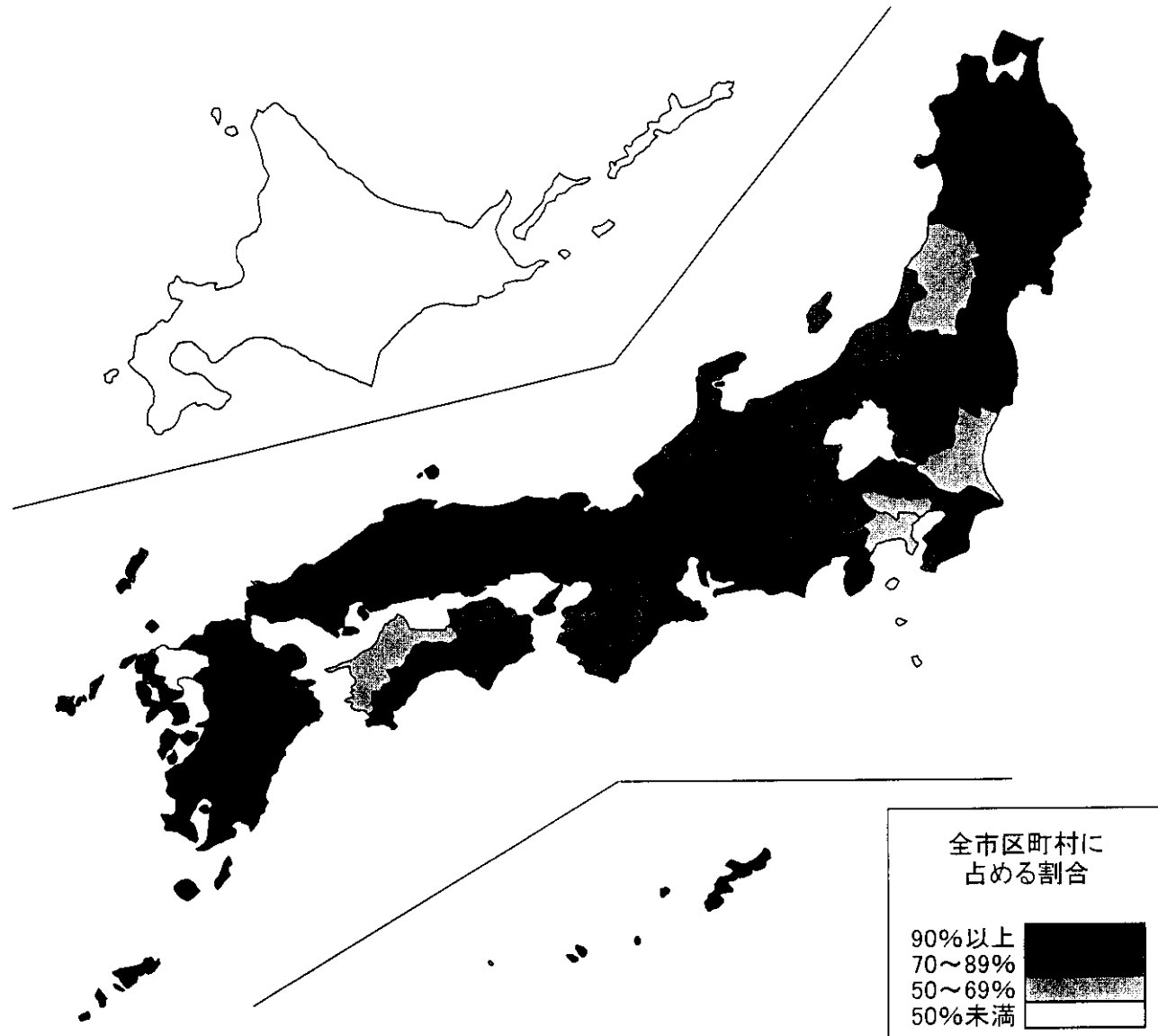
**任意入院**  
 212,015人(\*1)

**その他入院**  
 2,607人(\*1)

(\*1)平成14年630調査  
 (\*2)平成13年社会医療診療行為別調査報告  
 (\*3)平成13年社会福祉施設等調査  
 (\*4)平成13年介護サービス施設・事業所調査

# 精神障害者に関する記述のある地方障害者計画策定率

北海道	30.8%
青森県	94.0%
岩手県	93.1%
宮城県	97.1%
秋田県	82.6%
山形県	68.2%
福島県	95.6%
茨城県	66.3%
栃木県	85.7%
群馬県	38.6%
埼玉県	98.9%
千葉県	79.7%
東京都	69.4%
神奈川県	60.0%
新潟県	80.2%
富山県	82.9%
石川県	73.2%
福井県	100.0%
山梨県	84.1%
長野県	84.2%
岐阜県	90.9%
静岡県	100.0%
愛知県	96.6%
三重県	92.8%
滋賀県	100.0%
京都府	90.7%
大阪府	100.0%
兵庫県	98.9%
奈良県	74.5%
和歌山県	80.0%
鳥取県	97.4%
島根県	100.0%
岡山県	92.3%
広島県	93.8%
山口県	75.0%
徳島県	100.0%
香川県	89.7%
愛媛県	67.1%
高知県	79.2%
福岡県	83.2%
佐賀県	30.6%
長崎県	74.7%
熊本県	96.8%
大分県	84.5%
宮崎県	100.0%
鹿児島県	93.8%
沖縄県	84.6%



7

# 精神障害者に関する記述のある地方障害者計画策定率

平成15年3月31日現在

	対象 市区町村 ①	地方障害者計画策定済 市区町村数		精神障害に関する記述のある 地方障害者計画策定市区町村数		
		②	割合(②÷①)	③	割合(③÷①)	割合(③÷②)
北海道	211	123	58.3%	65	30.8%	52.8%
青森県	67	65	97.0%	63	94.0%	96.9%
岩手県	58	58	100.0%	54	93.1%	93.1%
宮城県	70	70	100.0%	68	97.1%	97.1%
秋田県	69	69	100.0%	57	82.6%	82.6%
山形県	44	37	84.1%	30	68.2%	81.1%
福島県	90	87	96.7%	86	95.6%	98.9%
茨城県	83	63	75.9%	55	66.3%	87.3%
栃木県	49	46	93.9%	42	85.7%	91.3%
群馬県	70	43	61.4%	27	38.6%	62.8%
埼玉県	90	90	100.0%	89	98.9%	98.9%
千葉県	79	69	87.3%	63	79.7%	91.3%
東京都	62	54	87.1%	43	69.4%	79.6%
神奈川県	35	21	60.0%	21	60.0%	100.0%
新潟県	111	111	100.0%	89	80.2%	80.2%
富山県	35	33	94.3%	29	82.9%	87.9%
石川県	41	38	92.7%	30	73.2%	78.9%
福井県	35	35	100.0%	35	100.0%	100.0%
山梨県	63	62	98.4%	53	84.1%	85.5%
長野県	120	119	99.2%	101	84.2%	84.9%
岐阜県	99	96	97.0%	90	90.9%	93.8%
静岡県	74	74	100.0%	74	100.0%	100.0%
愛知県	87	87	100.0%	84	96.6%	96.6%
三重県	69	68	98.6%	64	92.8%	94.1%
滋賀県	50	50	100.0%	50	100.0%	100.0%
京都府	43	43	100.0%	39	90.7%	90.7%
大阪府	43	43	100.0%	43	100.0%	100.0%
兵庫県	87	86	98.9%	86	98.9%	100.0%
奈良県	47	46	97.9%	35	74.5%	76.1%
和歌山県	50	46	92.0%	40	80.0%	87.0%
鳥取県	39	39	100.0%	38	97.4%	97.4%
島根県	59	59	100.0%	59	100.0%	100.0%
岡山県	78	75	96.2%	72	92.3%	96.0%
広島県	81	76	93.8%	76	93.8%	100.0%
山口県	56	55	98.2%	42	75.0%	76.4%
徳島県	50	50	100.0%	50	100.0%	100.0%
香川県	39	35	89.7%	35	89.7%	100.0%
愛媛県	70	56	80.0%	47	67.1%	83.9%
高知県	53	47	88.7%	42	79.2%	89.4%
福岡県	95	91	95.8%	79	83.2%	86.8%
佐賀県	49	24	49.0%	15	30.6%	62.5%
長崎県	79	73	92.4%	59	74.7%	80.8%
熊本県	94	94	100.0%	91	96.8%	96.8%
大分県	58	58	100.0%	49	84.5%	84.5%
宮崎県	44	44	100.0%	44	100.0%	100.0%
鹿児島県	96	95	99.0%	90	93.8%	94.7%
沖縄県	52	44	84.6%	44	84.6%	100.0%
合計	3,223	2,947	91.4%	2,637	81.8%	89.5%

(注) ①は政令指定都市を除く(政令指定都市は全て精神障害に関する記述あり)。

【出典】内閣府「障害者施策に関する計画の策定等の状況」平成15年12月2日

## 退院後の生活で不安なこと(H15ニーズ調査・本人(複数回答可))

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%

病気の再発や悪化	3,104 (39.1%)	3,104
経済的なこと	2,646 (33.3%)	2,646
家族との関係	2,175 (27.4%)	2,175
仕事が見つかるか	2,093 (26.4%)	2,093
ひとり暮らし	1,836 (23.1%)	1,836
住居について	1,770 (22.3%)	1,770
特にない	1,738 (21.9%)	1,738
年金がもらえるか	1,088 (13.7%)	1,088
入院前の仕事に復職できるか	773 (9.7%)	773
その他	625 (7.9%)	625
無回答	326 -	
計	8,262 -	

9

# 退院後の「暮らしの場」に関する意見等

## 1. 退院後の「暮らしの場」

### (1) 本人の意見

家族と同居	4,200	自宅等 5,217人／8,262人(43.4%)
以前の住居でひとり暮らし	1,017	
新住居でひとり暮らし	773	
福祉ホーム等	275	精神障害者社会復帰施設 525人／8,262人(4.4%)
グループホーム	250	
老人福祉施設	227	老人・その他の福祉施設 227人／8,262人(1.9%)
その他	287	
わからない	835	
複数回答	174	
無回答	224	
合計	8,262	

### (2) 主治医の意見

家族と同居	4,148	自宅等 4,712人／9,122人(51.7%)
入院前の自宅・アパートひとり暮らし	469	
新しく借りるアパート等でひとり暮らし	295	
生活訓練施設	1,086	精神障害者社会復帰施設 1,193人／9,122人(13.1%)
福祉ホーム	409	
入所授産施設	150	
グループホーム	634	
老人保健施設	376	老人・その他の福祉施設 1,444人／9,122人(15.8%)
特別養護老人ホーム	682	
養護老人ホーム	282	
その他老人福祉施設	104	
その他	215	
複数回答	112	
無回答	160	
小計	9,122	
将来の退院を想定できない	2,887	
合計	12,009	

※「将来の退院を想定できない」は除外

## 2. 今回入院直前の住居(主治医)

自宅・アパート家族と同居	8,075	自宅等 9,700人／12,009人(80.8%)
自宅・アパートひとり暮らし	1,625	
生活訓練施設	106	精神障害者社会復帰施設 302人／12,009人(2.5%)
福祉ホーム	55	
入所授産施設	38	
グループホーム	103	
老人保健施設	91	老人・その他の福祉施設 227人／12,009人(1.9%)
特別養護老人ホーム	44	
養護老人ホーム	47	
その他老人福祉施設	45	
その他	1,011	
不明	489	
複数回答	40	
無回答	240	
合計	12,009	

## 退院後、地域での生活で困ると思われること(H15ニーズ調査・本人(複数回答可))

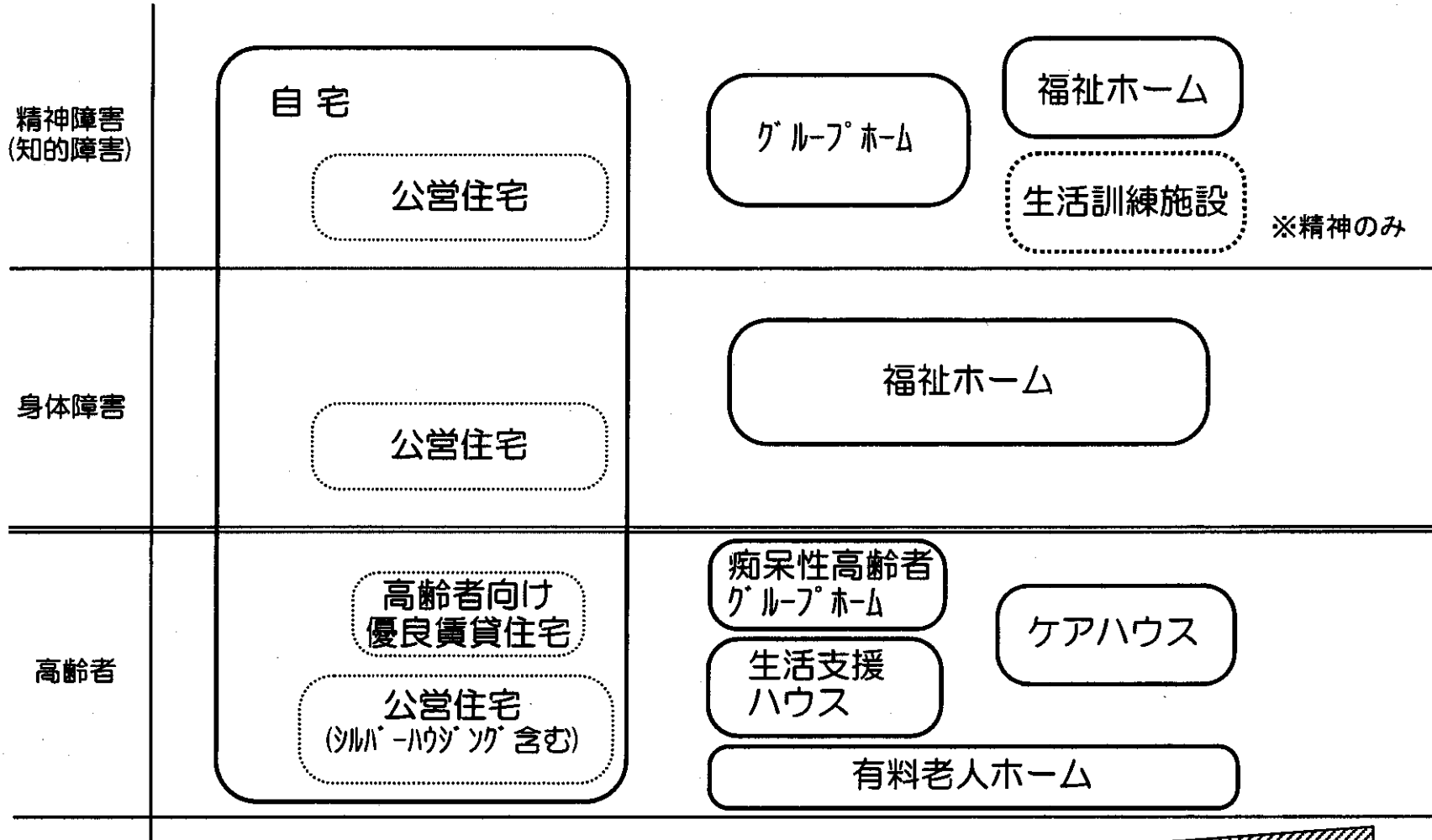
0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%

炊事	2,671 (34.1%)	2,671
急病の対処	2,216 (28.3%)	2,216
健康の管理	2,048 (26.2%)	2,048
特にない	2,024 (25.9%)	2,024
近所とのつきあい	2,021 (25.8%)	2,021
規則正しい生活	2,001 (25.6%)	2,001
金銭管理	1,815 (23.2%)	1,815
銀行・役所の利用	1,597 (20.4%)	1,597
掃除	1,556 (19.9%)	1,556
交通機関の利用	1,553 (19.8%)	1,553
家族とのつきあい	1,491 (19.1%)	1,491
買い物	1,397 (17.9%)	1,397
服薬管理	1,397 (17.9%)	1,397
洗濯	1,334 (17.0%)	1,334
戸締り等	1,247 (15.9%)	1,247
電話の利用	928 (11.9%)	928
無回答	436 -	
計	8,262 -	



(2) 住居支援に関する資料

# 障害者の住まいに関する主な形態



※精神のみ

10

住まいの規模 →

(一つの建物に入っている人数)



障害者の住まいに関する主な施策

		精神障害者	身体障害者	知的障害者
グループホーム	根拠	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第50条の3の2	—	知的障害者福祉法第4条10項
	入居要件	精神障害者であって、一定程度の自活能力がある、日常生活を維持するに足る収入があるなどの一定の要件を満たすもの	—	満15歳の以上の知的障害者であって、グループホームへの入居を必要とするもの(入院治療を要する者を除く)
	箇所数	1,105か所	—	3,459か所
	定員	4人以上	—	4~7人

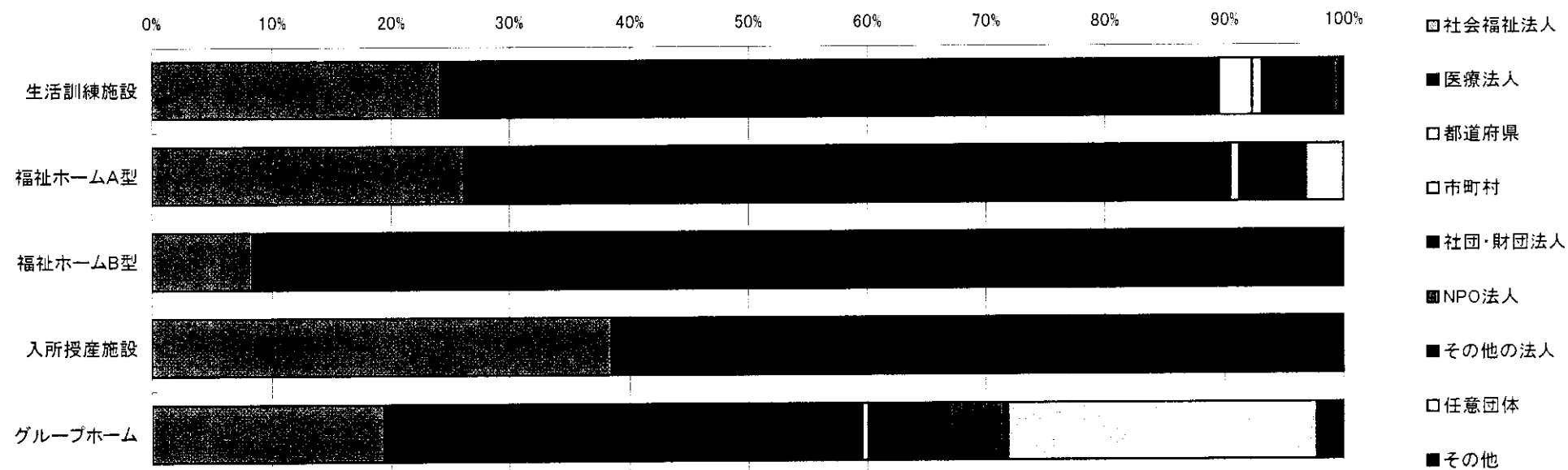
福祉ホーム	根拠	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第50条の2	身体障害者福祉法第30条の2	知的障害者福祉法第21条の9
	入居要件	A型:家庭環境、住宅事情等の理由により、住宅確保が困難であるため、現に住居を求めている者であって、次の各号に該当する者 (1)日常生活において介護を必要としない程度に生活習慣が確立している者 (2)継続して就労ができる見込みがある者 B型:病状は安定していて必ずしも入院治療を必要としないが、意欲面の障害若しくは逸脱行動の症状を有する、または高齢化による一定程度の介助を必要とする状態にある精神障害者で、一定程度の介助があれば日常生活を営むことができる者	18歳以上の身体障害者で、家庭環境、住宅事情等の利用により居宅において生活することが困難なもの(常時の介護、医療を必要とする者を除く)	現に住居を求めている知的障害者で、家庭環境、住宅事情等の理由より家族との同居が困難なもの
	箇所数	A型:132か所 B型:77か所	54か所	87か所
	定員	A型:10名以上 B型:おおむね20名以上	5人以上	10人以上

(箇所数:平成15年度予算)

公営住宅		精神障害者	身体障害者	知的障害者
心身障害者世帯向公営住宅	根拠	「心身障害者世帯向公営住宅の建設等について」(昭和46年4月1日、厚生省社会局長、厚生省児童家庭局長、厚生省援護局長及び建設省住宅局長連名通知)に基づき事業主体の判断により実施	「心身障害者世帯向公営住宅の建設等について」(昭和46年4月1日、厚生省社会局長、厚生省児童家庭局長、厚生省援護局長及び建設省住宅局長連名通知)に基づき事業主体の判断により実施	「心身障害者世帯向公営住宅の建設等について」(昭和46年4月1日、厚生省社会局長、厚生省児童家庭局長、厚生省援護局長及び建設省住宅局長連名通知)に基づき事業主体の判断により実施
	入居要件	中度又は重度知的障害者、又はこれと同程度の精神的欠陥を有する者	身体障害者福祉法施行規則による4級以上の障害があり、身体障害者手帳の交付を受けている者	中度又は重度知的障害者、又はこれと同程度の精神的欠陥を有する者
	措置の内容	公営住宅の入居資格を有し、入居者の選考基準に該当する場合は、住宅困難度が高いものとして優先的に扱う	公営住宅の入居資格を有し、入居者の選考基準に該当する場合は、住宅困難度が高いものとして優先的に扱う	公営住宅の入居資格を有し、入居者の選考基準に該当する場合は、住宅困難度が高いものとして優先的に扱う
	障害の証明	心身障害者世帯であることを証する福祉事務所長等が作成した書面が必要	心身障害者世帯であることを証する福祉事務所長等が作成した書面が必要	心身障害者世帯であることを証する福祉事務所長等が作成した書面が必要
公営住宅の単身入居	根拠	—	公営住宅法第23条 公営住宅法施行令第6条	—
	入居要件	—	身体障害者福祉法施行規則による4級以上の障害があり、身体障害者手帳の交付を受けている者(常時の介護を必要とし、居宅で介護を受けることができず、又は受けることが困難な場合を除く)	—
	措置の内容	—	同居する親族がない場合においても公営住宅に入居することができる	—
	障害の証明	—	単身入居資格を有することを証する福祉事務所長等が作成した書面が必要	—

# 社会復帰施設等の運営者別箇所数(入所型施設等)

	社会福祉法人	医療法人	都道府県	市町村	社団・財団法人	NPO法人	その他の法人	任意団体	その他	合計
生活訓練施設	60	162	7	2	15	1	1	0	0	248
福祉ホームA型	33	81	0	1	6	0	1	4	0	126
福祉ホームB型	4	40	0	0	4	0	0	0	0	48
入所授産施設	10	15	0	0	1	0	0	0	0	26
グループホーム	191	397	0	5	68	44	4	256	22	987
合計	298	695	7	8	94	45	6	260	22	1,435



【出典】平成14年度精神保健福祉資料(厚生労働省精神保健福祉課/国立精神・神経センター精神保健研究所)